

島根県立中央病院
歯科医師臨床研修プログラム

島根県立中央病院

Shimane Prefectural Central Hospital

I. プログラムの名称

「島根県立中央病院歯科医師臨床研修プログラム」

II. プログラムの目的と特徴

1. プログラムの目的

歯科医師は生涯にわたって、常に医学知識の吸収と、技術の維持・向上に務める事が要求されている。このプログラムを通じて生涯学習の習慣・態度を身につける。

卒前教育で学んだ基礎知識・技術・態度を体系化し、幅広い臨床経験を通じ、総合的視野、創造力を身につけることにより、患者の持つ問題を正しく把握し解決する能力を身につける。

医療人としての自己を見つめ直し「医の心」を十分に考えながら、病める人の全体像を捉え、患者および家族のニーズへの対応、態度を学び、全人的医療を身につける。

温かい人間性と広い社会性を身につけ、医学関係スタッフの業務を知り、チーム医療を率先して実践することを学ぶ。

- (1) 歯科医師として好ましい態度・習慣を身につけ、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。そして望ましいインフォームド・コンセントの実行能力を修得する。
- (2) 適切な診断・治療の手順を熟知し、歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身につける。一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- (3) 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。また、必要に応じ上級歯科医に診療を委ね、関連各科、専門医への紹介ができるようにする。
- (4) 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- (5) チーム医療を理解し、他の医療メンバー（看護部門、検査部門、薬剤部門、事務局部門、放射線科部門等）との連携・協調を実践できるようになる。
- (6) 地域医療の実際を理解し、一般予防医学に関する知識、在宅医療の実際（高齢者施設での問題の特徴を含む）に対する知識を習得し、社会復帰に対する指導の実際を修得する。
- (7) 自らが行った処置の経過を観察・評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身につける。
- (8) 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- (9) 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

2. プログラムの特徴

- (1) 研修期間は1年間の研修とする。
- (2) 研修は、管理型臨床研修施設である島根県立中央病院で6カ月間（協力型（Ⅱ）臨床研修施設である飯南町立飯南病院（2週間）の研修含む）、協力型（Ⅰ）臨床研修施設であるひで歯科医院及び松江記念病院で各3カ月間の複合型研修を行う。
- (3) 病院歯科口腔外科、開業医診療、中山間地域歯科医療など幅広い研修を経験できる。
- (4) 毎週水曜日には医科各科の救急対応の講義を受ける機会を設ける。
- (5) 2、3ヶ月毎に外部講師による臨床研究指導会、年1回の臨床研究ワークショップを開催しておりいつでも基礎研究を始めることのできる環境が整っている。
- (6) チーム医療の一端を担う歯科医師として指導歯科医・指導者（多職種）による360度評価を年2回程度受ける。

Ⅲ. 参加施設の概要

1. 管理型臨床研修施設

○島根県立中央病院

所在地 出雲市姫原四丁目1-1

管理者 病院長 小阪 真二

プログラム責任者 尾原 清司(歯科口腔外科部長)

副プログラム責任者 片山 暁恵(歯科口腔外科医長)

2. 協力型(Ⅰ)臨床研修施設

○ひで歯科医院

所在地 出雲市駅南町1丁目9-3

管理者 院長 吉村 友秀

研修実施責任者 松田 秀司

○松江記念病院

所在地 松江市上乃木三丁目4-1

管理者 院長 舟塚 雅英

研修実施責任者 内藤 晋一(歯科口腔外科医長)

3. 協力型(Ⅱ)臨床研修施設

○飯南町立飯南病院

所在地 飯石郡飯南町頓原2060

管理者 院長 角田 耕紀

研修実施責任者 三上 隆浩(副院長)

Ⅳ. プログラムの管理・運営体制

研修プログラムの管理・運営は、研修管理委員会及びプログラム責任者のもとで行い、定期的及び臨時に委員会を開催し、研修歯科医の指導方針と評価及び研修プログラムを見直す。

1. 研修管理委員会の開催時期

原則として4カ月に1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催する。

2. 研修管理委員会の構成員

- (1) 島根県立中央病院 病院長 小阪 真二
- (2) 島根県立中央病院 副院長 教育担当 磯和 理貴
- (3) 島根県立中央病院 歯科口腔外科部長 尾原 清司
- (4) ひで歯科医院 院長 吉村 友秀
- (5) ひで歯科医院 研修実施責任者 松田 秀司
- (6) 飯南町立飯南病院 副院長 三上 隆浩
- (7) 松江記念病院 歯科口腔外科医長 内藤 晋一
- (8) 島根県立中央病院 歯科口腔外科医長 片山 暁恵
- (9) 島根県立中央病院 看護局次長 教育担当 田根 圭子
- (10) 島根県立中央病院 調整監 宅間 潤

- (11) 島根県立中央病院 歯科衛生専門員 富岡 早苗
- (12) 島根県歯科医師会 理事 岸 祐治
- (13) 島根県立中央病院 主任主事 宇都宮 愛美

V. 研修歯科医の指導体制

- (1) 本研修は、研修歯科医の治療に対する主体性を尊重するが、治療の難易度を指導歯科医が判断し、適切な指導を行う。
- (2) 指導歯科医の助言、指導、観察、介助のもとで、治療計画の立案、治療を遂行する。
- (3) 協力型(I)(II)臨床研修施設では、指導歯科医以外の上級歯科医も指導を行う。

VI. 到達目標

臨床研修の基本理念(歯科医師法第一六条の二第一に規定する臨床研修に関する省令)

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

当院ならびに協力型(I)臨床研修施設、協力型(II)臨床研修施設において1年間を通じて以下の目標を到達する。

A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会 に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全の管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。
 - 研修歯科医の指導体制
上級歯科医・指導歯科医の監督責任下に、研修歯科医が医療面接を実施し、カルテ記載や治療や治療説明を行う。上級歯科医・指導歯科医のフィードバックを行い、より望ましい態度、技能を身に着ける。
 - 修了判定の評価基準
各項目最低1症例以上、合計10症例以上経験していることが必要。

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。
 - a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。
 - 研修歯科医の指導体制
上級歯科医・指導歯科医の監督責任下に、研修歯科医が医療面接を実施し、カルテ記載や治療や治療説明を行う。上級歯科医・指導歯科医のフィードバックを行い、より望ましい態度、技能を身に着ける。

- 修了判定の評価基準
各項目最低 1 症例以上、合計 11 症例以上経験していることが必要。
(a~fはそれぞれ最低 1 症例以上)

(3)患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。
 - 研修歯科医の指導体制
上級歯科医・指導歯科医の監督責任下に、研修歯科医が医療面接を実施し、カルテ記載や治療や治療説明を行う。上級歯科医・指導歯科医のフィードバックを行い、より望ましい態度、技能を身に着ける。
 - 修了判定の評価基準
各項目最低 1 症例以上、合計 10 症例以上経験していることが必要。

(4)患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。
- ④ 障害を有する患者への対応を実践する。
 - 研修歯科医の指導体制
上級歯科医・指導歯科医の監督責任下に、研修歯科医が医療面接を実施し、カルテ記載や治療や治療説明を行う。上級歯科医・指導歯科医のフィードバックを行い、より望ましい態度、技能を身に着ける。
 - 修了判定の評価基準
各項目最低 1 症例以上、合計 10 症例以上経験していることが必要。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「B. 資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1)歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。
 - 上級歯科医・指導歯科医の監督責任下に病院で多職種の医療スタッフと連携しながらの治療を行う。研修歯科医は年 2 回程度多職種による 360 度評価を受け、指導歯科医はフィードバックを行いより望ましい態度、技能を身に着ける。
 - 修了判定の評価基準
各項目最低 1 症例以上、合計 10 症例以上経験していることが必要。

(2)多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。

- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。
- ⑤ 離島やへき地における地域医療を経験する。
- ⑥ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
- ⑦ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
- ⑧ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

- 研修歯科医の指導体制

上級歯科医・指導歯科医の監督責任下に、認知症対策（認知症の方々への歯科医療）、在宅療養（終末期を含めた在宅療養への訪問歯科診療、医療介護の多職種連携）、介護予防・地域ケア（介護予防・日常生活支援総合事業における口腔機能向上サービス）、介護保険施設（誤嚥性肺炎予防の為に口腔ケア、経口維持支援）における歯科保健医療の役割について多職種の医療スタッフと連携しながら学ぶ。研修歯科医は年2回程度多職種による360度評価を受け、指導歯科医はフィードバックを行いより望ましい態度、技能を身に着ける。

- 修了判定の評価基準

各項目最低1症例以上、合計10症例以上経験していることが必要。

(3)地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。
- ④ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。

- 研修歯科医の指導体制

上級歯科医・指導歯科医の監督責任下に、多職種の医療スタッフと連携しながら歯科医師として地域歯科保健活動を通じて国民の健康の保持増進に寄与するために、歯科疾患の疫学的特徴と病因論に基づく保健活動の方法の基本と社会保障制度における保健の位置づけと医療・福祉との関係性、ライフステージ毎の地域歯科保健活動における健康診断・診査および保健指導の仕組み、健康増進施策で歯科領域が果たす役割、地域保健の視点で我が国の人口事象の問題点、地域保健活動の計画や活動など保健行政のしくみを学び理解する。

- 修了判定の評価基準

各項目最低1症例以上、合計5症例以上経験していることが必要。

(4)歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

- 研修歯科医の指導体制

日頃から案内メールや研修カレンダーを確認し講習会の日程を把握し参加する。

指導歯科医、上級歯科医は研修医の講習会参加に配慮する。

● 修了判定の評価基準

院内及び歯科医師会で開催する保険講習会などに必ず参加することが必要。

Ⅶ. 期間割と研修歯科医配置予定

1. 研修歯科医配置予定

当院歯科・口腔外科で6カ月間（そのうち、協力型（Ⅱ）臨床研修施設にて2週間の研修を行う）、2つの協力型（Ⅰ）臨床研修施設でそれぞれ3カ月間の研修を行う。

2. 期間割

1年間をⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの4期に分ける。

Ⅰ期（4月から5月）

・基本的な口腔に関する診査・診断ができる。

・臨床の場で、患者との対応に慣れることを目標に、模型実習等も含めて指導する。

Ⅱ期（6月から7月）

・簡単な症例に対する基本的な手技・処置を行いながらの診査、顎・顔面を含めた診断ができるように指導する。

Ⅲ期（8月から9月）

・やや複雑な症例に対する手技、総合病院における歯科口腔外科という特性を考え、全身的な基礎疾患を持った患者の個々の全身状態を考慮した治療方針をたて、関連各科との連携のうえ、治療を行えるように指導する。

Ⅳ期（10月から3月）

・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期で身につけた項目を基本として、訪問歯科診療・摂食嚥下などを含めて、協力型（Ⅰ）臨床研修施設において将来への橋渡しとなるような応用的な項目を指導する。

その他

・Ⅰ期からⅢ期までの間に、地域医療研修として、協力型（Ⅱ）臨床研修施設（2週間）にて中山間地域診療の特徴の内容を含め指導する。

3. 臨床研修期間割

島根県立中央病院（6カ月） ※協力型（Ⅱ）臨床研修施設（2週間）研修 含む	協力型（Ⅰ）臨床研修施設（6カ月） ※2施設それぞれ3カ月
---	----------------------------------

Ⅷ. 管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ)(Ⅱ)臨床研修施設の研修内容

名称	管理型臨床研修施設 (島根県立中央病院)	協力型(Ⅰ)臨床研修施設 (ひで歯科医院・ 松江記念病院)	協力型(Ⅱ)臨床研修施設 (飯南町立飯南病院)
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的臨床技能 ・ 口腔プライマリーケア ・ 包括的総合歯科医療 ・ 全身管理 ・ 口腔外科手術 ・ 口腔領域の検査と診断 ・ 医療倫理、態度、モラル ・ 医療コミュニケーション ・ 医療面接 ・ NBM(対話に基づく医療) ・ 安全管理 ・ 感染対策 ・ リスク管理 ・ 医療の質管理と向上 ・ 保険請求 ・ 医療経済、効果 ・ 医療統計 ・ EBM(証拠に基づく医療) ・ チーム医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ歯科医療 ・ 訪問歯科医療 ・ 保健活動 ・ スタッフ間のコミュニケーション ・ チーム歯科医療 ・ 歯科医院の経営 ・ 保険請求 ・ NBM ・ EBM ・ 安全管理 ・ リスク管理 ・ 病診連携 ・ 医療面接 ・ クレーム対応 ・ セカンドオピニオンのスタンス ・ 必要とされる鑑別診断 ・ 摂食嚥下検査・訓練 ・ 高齢者施設への訪問歯科診療 ・ 訪問歯科医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔ケア ・ 障害者歯科診療 ・ 歯科保健活動 (健診等) ・ 高齢者施設への訪問 歯科診療 ・ 訪問歯科医療 ・ 地域歯科医療 ・ 介護予防

Ⅸ. 研修の評価方法

「歯科臨床研修項目及び評価表」に基づき、自己評価及び指導歯科医評価を行う。

修了判定の評価基準として項目ごと定める症例数を経験し、院内及び歯科医師会で開催する保険講習会などに必ず参加していること。学会発表、研修中のレポート作成についても評価の対象とする。

※学会発表は最低でも1回は行い、指定したレポートは全て作成すること。

X. プログラム修了の認定

1年間の臨床研修プログラムを修了した時は、臨床研修修了証を交付する。

XI. 募集定員並びに募集及び採用の方法

1. 募集定員 1名

2. 募集方法等

(1) 歯科医師臨床研修マッチングに参加する。

(2) 公募(作文試験及び面接試験を実施)する。

ⅩⅡ. 処遇等

(1) 常勤・非常勤の別 常勤 嘱託歯科医師

(2) 研修手当(金額等を変更する場合がある)

①基本手当 332,360円/月

②通勤手当 通勤距離2km以上の場合距離に応じて支給(上限12,000円)

③期末手当 341,040円/年

④住居手当 月当たりの家賃(共益費、駐車場代含む)の1/2額(上限20,000円)

⑤時間外勤務手当 有

⑥休日勤務手当 有

(3) 勤務時間及び休暇

①1週につき5日(1日につき7時間45分)

※協力型(Ⅰ)(Ⅱ)臨床研修施設(ひで歯科医院、松江記念病院、飯南町立飯南病院)での研修期間中は、協力型(Ⅰ)(Ⅱ)臨床研修施設の勤務時間に準ずる。

②有給休暇

・年次有給休暇 20日(採用月により月割)

・リフレッシュ休暇 有

・年末年始 有(12月29日~1月3日)

・その他休暇 忌引休暇 等

(4) 研修歯科医のための宿舎及び病院内の個室の有無

①宿舎 有

②病院内の研修歯科医室 有 ※机とロッカーの貸与有

(5) 社会保険・労働保険

・公的医療保険:全国健康保険協会管掌健康保険

・公的年金保険:厚生年金保険

・労働者災害補償保険法の適用:有

・雇用保険:有

(6) 健康管理 健康診断(年2回)

(7) 歯科医師賠償責任保険の扱い 病院において加入(個人での加入は任意)

(8) 病院が負担する外部の研修活動について

・年2回(全国大会と地方会規模)の学会等の参加経費の助成。

・救命救急等基本手技の習得に係るものは、全額病院が負担。

・海外での学会発表に対し、旅費及び参加費の助成。

ⅩⅢ. 資料請求先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1-1

島根県立中央病院 臨床教育・研修支援センター

電話 0853-22-5111(内線6445) FAX 0853-21-2975

E-mail kenshuc@spch.izumo.shimane.jp(歯科医師臨床研修管理委員会)